

指宿市山川庁舎の市民のひろばの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、山川庁舎の市民のひろばの一部を使用した作品展示等について、市民等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる市民等の要件)

第2条 市民のひろばを使用して作品展示等ができる市民等（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指宿市内に住所を有し、勤務し、又は通学している者
- (2) 本市を拠点として活動している団体
- (3) 市内の小中学校、高等学校、幼稚園、保育園等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(作品展示等の範囲)

第3条 作品展示等は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 文化活動に関するもの
- (2) 社会貢献活動に関するもの
- (3) 地域活動に関するもの
- (4) 教育活動に関するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(使用できる面積)

第4条 作品展示等に使用できる面積は、市民のひろばの面積のおおむね2分の1以内とする。

(使用期間及び使用時間)

第5条 作品展示等ができる使用期間は1か月以内とし、庁舎閉庁日（指宿市の休日を定める条例（平成18年指宿市条例第2号）第1条第1項に規定する休日という。以下同じ。）を含むものとする。

- 2 前項の使用期間には、展示物等の搬入及び搬出に要する期間も含むものとする。
- 3 展示場所の使用時間は、庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、使用期間及び

使用時間を変更することができる。

(使用料)

第6条 市民のひろばの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第7条 市民のひろばを使用しようとする者は、あらかじめ市民のひろば使用許可申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(使用許可)

第8条 市長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、市民のひろば使用許可(不許可)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する使用は、許可しない。

(1) 営利を目的とした使用

(2) 政治又は宗教活動を目的とした使用

(3) その他許可することがふさわしくない使用

(使用の取消し)

第9条 前条第1項の規定により許可書の交付を受けた後に、市民のひろばの使用を取りやめるときは、直ちにその旨を申し出て手続きを行わなければならない。

(使用の制限)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、市民のひろばの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。

(2) この要綱に定める事項又は使用許可時の注意事項に違反したとき。

(費用負担)

第11条 使用に関し必要な費用は、全て使用者の負担とする。

(使用責任)

第12条 使用期間中の管理は使用者の責任とし、いかなる事故が生じても、市は一切責任を負わないものとする。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用期間終了後、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その使用により建物、施設及びこれに附属する設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 8 条関係）

<p>市民のひろば使用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>指宿市長 様</p> <p>住 所 申請者 所 属 連絡先</p> <p>市民のひろばを使用したいので下記により申請します。</p>	
使用目的	
内 容	
使用期間	年 月 日 () 時 分 ～ 年 月 日 () 時 分
備 考	

第2号様式（第9条関係）

市民のひろば使用許可（不許可）通知書

年 月 日

申請者 様

指宿市長



月 日付で申請のあった市民のひろばの使用については、許可します。（不許可とします。）

使用目的	
内 容	
使用期間	年 月 日（ ） 時 分 ～ 年 月 日（ ） 時 分
許可条件 ※不許可の場合はその理由	